

<令和元年度>

# 福祉施策住宅の入居者募集応募要領

## 1 申し込み資格

入居の申し込みのできる方は次のすべての条件にあてはまる方です。

(1) **現在、住宅に困っている方（世帯）**

※現に市営・県営などの公営住宅にお住まいの方、持ち家のある方は原則として申し込みできません。

(2) **市内に住んでいる方、又は市内に勤めている方（世帯）**

(3) **現に同居、又は同居しようとする親族のある方（世帯）**

（入居可能日までに婚姻届の提出ができる方を含みます。）

※独身者が他に扶養義務者のいる親・兄弟を呼んで同居したり、家族を不自然に分割して申し込むことはできません。

(4) **国税、地方税等を滞納していない方（世帯）**

※申告義務があるにも関わらず申告していない方は申し込みできません。

(5) **入居又は同居しようとする方が暴力団員でない方**

(6) **入居申し込み世帯の月額所得（次ページにある収入基準の算出結果）が0円であり、将来にわたって0円と見込まれる方**

(7) **次のすべての条件を満たす確実な連帯保証人がある方**

- ・浜松市内在住か浜松市中心部より車等で2時間以内に到着できる住所の方。
- ・県営・市営住宅、雇用促進住宅の入居者や入居予定者でないこと。
- ・入居の許可を受ける方以上の収入があること。
- ・国税、地方税に滞納のないこと
- ・日本国籍を有する方又は永住者、特別永住者である方。

※ **連帯保証人には、入居者が万一家賃を滞納したり、法令等に違反した場合、入居者に代わって一切の責任を負っていただくこととなります。**

(8) **車を持っていない世帯**

※ **単身者の申し込みは下記①～⑩のいずれかに該当する方のみ対象となります。**

- ① 60歳以上の方
- ② 身体障がいのある方（障がいの程度が1～4級）
- ③ 精神障がいのある方（1級～3級）
- ④ 知的障がいのある方（精神障がいのある方の障害の程度と同様）  
③④に該当する方は、障害者自立支援法による地域定着支援を受けることが必要になる場合があります。  
詳しくは、現居住区の社会福祉課にお問い合わせください。
- ⑤ 戦傷病者手帳をお持ちの方（特別項症～第6項症、又は第1款症）
- ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- ⑦ 生活保護または、中国残留邦人等の方々に対する支援給付を受けている方
- ⑧ 海外からの引揚者（引揚げ5年未満）
- ⑨ ハンセン症療養所入所者等の方
- ⑩ 配偶者からの暴力被害者の方（一次保護終了又は保護終了が5年未満、裁判所からの命令の効力経過が5年未満）

## 2 収入基準

入居を申し込みした日において、その世帯内で収入のある方全員（パート、アルバイトなどを含む）の過去1年間の所得から表1の控除額を差し引き、12ヶ月で割った額が0円である世帯は申し込みができます。

### 収入基準の算出のしかた

#### ① 収入を得ている方が1人の場合

##### ア 給与所得者

$$\left[ \begin{array}{l} \text{給与所得控除後の金額} \\ \text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(5)の控除金額} \end{array} \right]$$

12ヶ月

##### イ 給与所得以外の所得がある方

$$\left[ \begin{array}{l} \text{所得金額} \\ \text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(5)の控除金額} \end{array} \right]$$

12ヶ月

#### ② 収入を得ている方が2人以上ある場合

##### 2ヶ所以上から収入を得ている場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{給与所得控除後の金額又は所得金額の合計額} \\ \text{本人を除く同居親族数} \times 38\text{万円} + \text{表1の(2)から(5)の控除金額} \end{array} \right]$$

12ヶ月

0円

- ※ 仮当選後に、最新の課税証明書や対象期間内（平成30年1月から現在まで）の収入証明書の提出が必要となります。
- ※ 別居扶養親族がある場合などについてはお問い合わせください。

表1 所得控除額

(1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは別居扶養親族	38万円
(2) 満70歳以上の扶養親族（老人控除対象配偶者、老人扶養親族）	10万円
(3) 特定扶養親族（満16歳以上23歳未満の扶養親族）	25万円
(4) 申込者又は同居親族及び扶養親族の中に、障がい手帳を交付されている方	
特別障害者（精神障がい1級、身体障がい1・2級、療育手帳A）	40万円
普通障害者（精神障がい2・3級、身体障がい3級以下、療育手帳B）	27万円
(5) 寡婦（夫） 所得が500万円以下で、生計を一にする	
所得が38万円以下の子がある寡婦（夫）	27万円
※ 所得が控除金額以下のときはその額	